ロ　機構は、年度ごとに、郵便窓口等関連交付金の額を算定し、当該郵便窓口等関連交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならず、当該認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき郵便窓口等関連交付金の額及び交付方法を通知しなければならない。（第十八条の六第三項関係）

⑵　郵便窓口等関連拠出金

イ　機構は、ロによる通知を受けたときは、その都度、３⑵イ及びロの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、日本郵政株式会社から、郵便窓口等関連拠出金を徴収し、郵便窓口等関連拠出金の額は、㈠の額から㈡の額を控除して得た額に政府の所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じて得た額とする。（第十八条の七第一項及び第二項関係）

㈠　日本郵政株式会社が政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額

㈡　㈠の額に第２の３の政令で定める割合を乗じて得た額

ロ　総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の配当の決議について認可を行ったときは、機構に対し、日本郵政株式会社が納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額を通知しなければならない。（第十八条の七第三項関係）

ハ　機構は、ロによる通知を受けたときは、日本郵政株式会社に対し、納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。（第十八条の七第四項関係）

ニ　日本郵政株式会社は、ハによる通知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出金を納付する義務を負う。（第十八条の七第五項関係）

⑶　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務の財源の特例

機構は、当分の間、６にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から６の郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。（附則第二条の三第一項関係）

⑷　郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の請求等（第十八条の八関係）

イ　機構は、⑴ロにより郵便窓口等関連交付金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、資料の提出を求めることができる。

ロ　総務大臣は、⑴ロによる認可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、資料の提出を求めることができる。

ハ　イ又はロにより資料の提出を求められた日本郵便株式会社は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

⑸　提出及び公表

日本郵便株式会社が年度ごとに機構に提出し、公表しなければならない書類の記載事項に、郵便窓口等関連交付金の額を追加する。（第十八条の九関係）

６　区分経理

機構は、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務について、他の業務と経理を区分し、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定を設けて整理しなければならない。（第十九条関係）

第５　施行期日等

１　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（改正法附則第一条関係）

⑴　第１（２を除く。）及び第５の２　公布の日

⑵　第２の３及び第４　令和九年四月一日

２　検討

⑴　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七条の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社の間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第二条第一項関係）

⑵　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第二条第二項関係）

３　その他

その他所要の規定の整備を行う。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第五十一号）（厚生労働省）

第１　社会福祉法の一部改正

１　福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務に関する事項

⑴　国及び地方公共団体が、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるに当たって連携に配慮するよう努める関連施策として、防災に関する施策並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を追加する。（第六条第二項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

２　社会福祉法人が解散する場合の残余財産の帰属先を社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は地方公共団体のうちから選定されるようにしなければならないものとする。（第三十一条第六項関係）

３　社会福祉事業等従事者の確保のための協議会に関する事項

⑴　都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関により構成される協議会を置くよう努めるものとする。（第九十二条の二関係）

⑵　⑴の協議会は、次に掲げる状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、当該実情に応じた社会福祉事業等従事者の確保のための方策について協議を行うものとする。（第九十二条の三第一項関係）

イ　地域における社会福祉事業等従事者の養成及び職場への定着の状況

ロ　地域における社会福祉事業等への関心を高めるための広報の状況

ハ　社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設における社会福祉事業等従事者の確保のための取組の状況

ニ　その他社会福祉事業等従事者の確保の状況

⑶　その他所要の改正を行う。

４　地域福祉の推進に関する事項

⑴　支援会議に関する事項

イ　市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される支援会議を組織することができるものとする。（第百六条の三の二第一項関係）

ロ　イの支援会議は、他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。（第百六条の三の二第二項関係）

ハ　その他所要の改正を行う。